労働安全衛生法に基づく技能講習(ガス溶接技能講習)受講報告

実習工場班 永山 洋一

1. はじめに

労働安全衛生法に基づく技能講習(ガス溶接技能講習)が、平成22年6月9日 ~ 10日(2日間)、静岡県立沼津技術専門校において行われ、受講しましたので報告致します。

2. 技術講習の内容

- (1) ガス溶接等に用いる可燃性ガスおよび酸素の知識
- (2) ガス溶接等の装置の構造および取り扱い
- (3) ガス溶接等の作業における危険性
- (4) 災害事例
- (5) 関係法令
- (6) 実技(機器の取付けガス漏れ確認機器取外し、溶断等)
- (7) 修了試験

*テキストは中央労働災害防止協会発行「ガス溶接・溶断作業の安全」使用

3. 受講内容について

ガス溶接・溶断作業に関して二日間に亘って実技を含めた講義が行われた。

一日目は、ガス溶接に用いられるガス(アセチレ、酸素等)の種類、特徴、機器類、特にガス容器(ボンベ)、ガス溶接吹管、圧力調整器、安全器の機能構造について、さらに安全に関する災害事例をもとにした講義であった。

二日目は、関係法令、特に本講習会の裏づけとなる法令「ガス溶接技能講習規定」 等の講義、終了後に、溶解アセチレン装置において圧力調整装置の取付け取外し、吹 管の取付け取外し(ガス抜き含む)、溶断実技指導を受けた。最後に修了試験が行われ 全講習を終えた。

4. 所感

ガス溶接作業従事者は本技能講習を受講、修了試験に合格している者で、作業中は 修了証を携帯することが法律に定められている。当然のこととして講習会の目的は修 了試験に合格することであり、限られた時間の中で、想定試験問題に沿った内容が中 心で進められた。そのような事情の中でも熟練講師による講義は、災害事例を交えな がら理解しやすく常に安全を意識することの重要性を認識できる内容でもあった。

今まであまり深く考えてなかったが、身の回りの、多くの高圧、超低温、可燃性、 支燃性、有毒のガスボンベは、それらは安全に使う為に、理にかなった適正な取り扱いや、法に則った厳しい管理がなされて存在していることを理解できた。

今回の受講者は15名程であったが、平日にもかかわらず、男女を問わずいろいろな 年齢層、職種の方が参加されておりガス溶接作業の社会的ニーズの大きさも知ること ができた。